#### 2013年2月7日

雑感、知の市場奨励賞の 受賞に寄せて 一社会に伝えたいことー

星川欣孝

ケミカルリスク研究所所長

# 1. 社会人再教育講座の意義

社会人のための

社会人による

教養教育

# 2. 日化協出向の4年間(1992~1996年)は 化学物質総合管理を体系的に学ぶ稀有な機会 1)アジェンダ21第19章に係る様々な国際会議への参加

年度	参加または調査国際会議機関名(回数)	計
1992	(参加) OECD(3), IPCS(1), UNEP(2), ISO(1)	7
1993	(参加)OECD(4), IPCS(2), ISO(5), ICCA(1)	12
1994	(調査)OECD(15), IPCS(1), ILO(1), IFCS(2), ICCA(1)	20
1995		34
	ICCA(5), EU(1), IMO(1)	

OECD: 経済協力開発機構

IPCS:国際化学物質安全計画

UNEP: 国連環境計画

ISO:国際標準化機構

ILO:国際労働機関

IMO:国際海事機関

UNECE: 国連欧州経済委員会

EU:欧州連合

IFCS:政府間化学物質安全フォーラム

IOMC:機関間化学物質適正管理計画

ICCA: 国際化学工業協会協議会

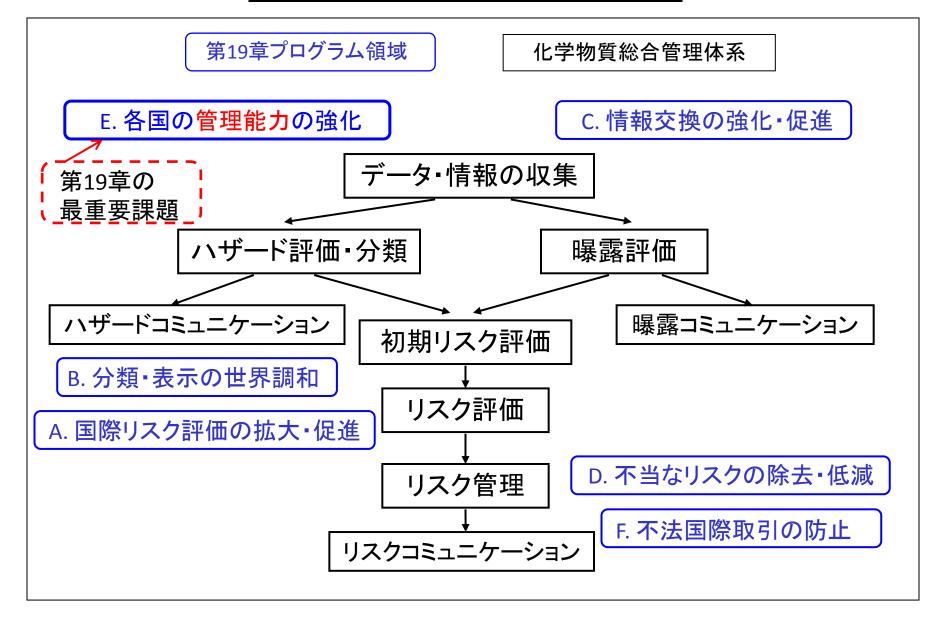
出典:「平成4年度~7年度 化学物質リスクリダクション対策調査(化学物質国際規制対策推進等委託費)報告書」(社)日本化学工業協会

世界の協調体制

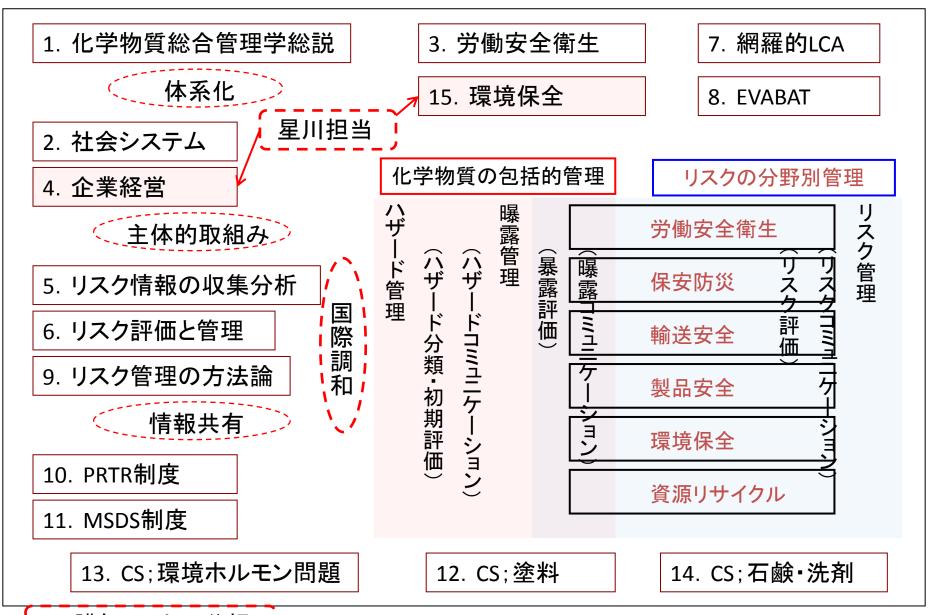
### 2)化学物質管理の国際調和への世界の挑戦

年月	国連会議	採択文書等	推進・調整機関等
1992 .6	UNCED (国際環境開発会議) WSSD (世界持続可能発展サミット)	リオ宣言、アジェンダ21(人類行動計画) 第19章:有害化学物質の適正管理 ・A. 国際的リスク評価の拡大・促進 B. 分類・表示の世界調和 C. 情報交換の強化・促進 D.不当なリスクの除去・低減 E. 国レベルの管理能力の強化 下. 不法な国際取引の防止 ICCS/IFCSフォーラムI (1994.4) 優先行動計画 IFCSフォーラムIII (2000.10) バイア宣言、2000年以降優先行動計画 ヨハネスブルグ宣言、実施計画 第23項	G. IFCS (政府間化学物質安全フォーラム)の設立 「OMC (機関間化学物質適正管理計画)の設置(1995)参加機関: UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR, OECD
2006	ICCM (国際化学 物質管理会議)	SAICM(国際化学物質管理戦略的取組み) ドバイ宣言、包括的戦略 (OPS)、世界行動計画 (GPA)	UNEP(国連環境計画)

## 3)アジェンダ21 第19章のプログラム領域と 化学物質総合管理体系の関係



## 3. 1)前科目:「化学物質総合管理の基礎と応用」



\*講師11人の分担

(東京工業大学 社会人教育院 Cプログラム2009年度前期)

#### 2) 現科目: 「化学物質総合管理を目指す国際協調活動に学ぶ」

No.	講義名
1	化学物質管理と付加価値
2	UNCED開催以前の取組みと化学物質総合管理の確立
3	化学産業界の取組みと化学物質総合管理への自主管理の導入
4	UNCED開催以降の取組みと化学物質総合管理の展開
5	SAICMと世界行動計画 (国際協調活動)
6	UNITARの支援活動
7	米国・カナダの概況 (国・地域別取組事例) 青字は星川担当
8	EU・オーストラリアの概況
9	産学官による取り組みの検証と課題
10	基本管理制度の概要 (管理法試案と日本の現状)
11	化学物質総合管理法試案の概要
12	化学物質審査規制法の制定以降の概要
13	国際合意との乖離-ハザード分類・表示の世界調和システム (GHS) などを例に-
14	化学物質総合管理活動の評価指標と評価結果
15	化学物質総合経営

UL Japan 科目UT133 2012年後期

#### 4. 1)社会に伝えたいこと(1)

#### 一法体系の全体的見直しに係る国際合意への対応の誤り一

- 1. OECD (経済協力開発機構 )理事会決議:
  - \* 化学物質の環境影響の評価に関する勧告[C(74)215] (1974.11)
  - \* <u>化学物質の人・環境影響を予測する手続及び要件の指針に関する勧告</u> [C(77)97] (1977.7) (取締法的な化審法制定で対処)
- 2. ILO (国際労働機関 )条約:
  - \* 化学物質使用の安全に関する条約 [C170] および勧告 [R172] (1993.11)
- 3. 国連環境開発会議 (UNCED) (1992.6):
  - \*アジェンダ21第19章プログラム領域E:国全体の管理能力の強化

(限定的な環境基本法制定で対処) \

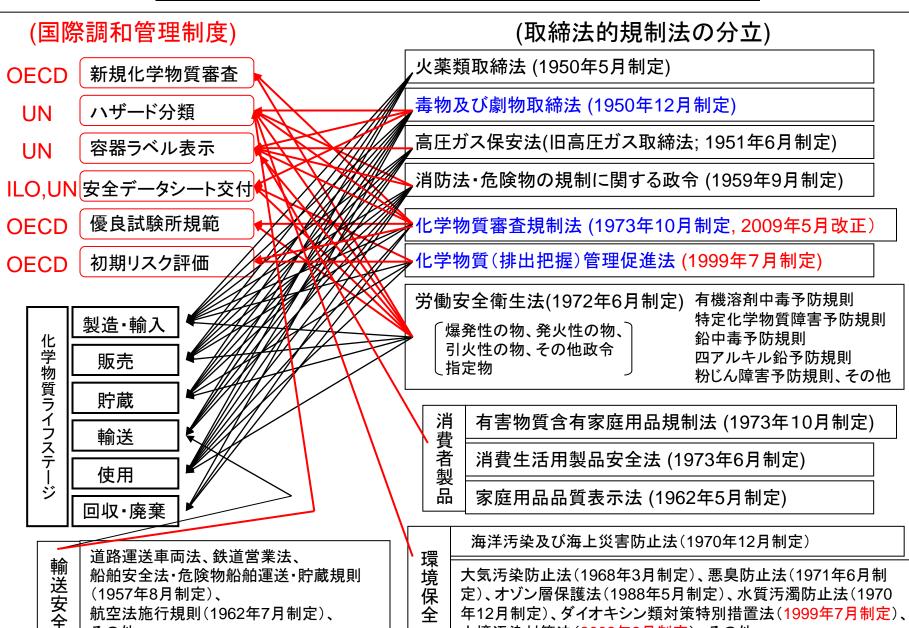
- 4. 持続可能な発展に関する世界首脳会議 (WSSD) (2002.9):
  - \*ヨハネスブルグ実施計画第23項
- 5. 国際化学物質管理会議 (ICCM) (2006.2):
  - \* 国際化学物質管理戦略的取組み (SAICM)

(行動計画に値しない文書作成で対処)

3回のボタンの掛け違い

\* 共通点: 政府一体でなく縦割り行政に固執

## 2)日本の化学物質規制法体系の実態



その他

土壌汚染対策法(2002年2月制定)、その他

## 5. 改正化審法第47条の政府の運用方針

第四十七条(通知): 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、<u>当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資するため</u>、必要に応じ、<u>当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に対し</u>、<u>当該知見等の内容を通知するものとする。</u>

化学物質関係全体の運用改善に取り組む方針:

運用方針: 化審法で得られた有害性情報等は、今後広く公表していく方針

**通知の基準**: CMR (発がん性・変異原性・生殖発生毒性) がヒトで判明しているなど有害性が明らかであり、化審法に基づいて得られる用途情報からみて他法令で管理・規制の対象となりうると考えられる化学物質について行う。

通知情報:・性状に関する情報(有害性情報等)

・曝露に関する情報(製造数量・輸入数量、用途情報)等

その他:他法律担当省庁・部署と情報の共有・活用を目的とした、「化学物質関係 法令連携推進会議 (仮称)」を開催する。

疑問点: この方針は第47条の規定を逸脱する拡張解釈ではないか?

\*関連情報を公開し、それを関係省庁が利用すればよいだけの話!

出典:2012年8月の化学物質審議会PP版資料

法案が意見公募手続きの対象外は論外

## 1)社会に伝えたいこと(2)

#### 一化審法第47条の運用解釈の誤り一

#### (2)関係大臣に対する通知

化審法におけるリスク評価の過程では、各化学物質に関する相当量の情報 が蓄積されると考えられれる。

その結果、化審法に基づく規制よりも効果的な規制を他法令に基づいて行うべきと判断するに至った場合や本法による規制が予定されていない場合には、<u>化審法第47条に基づき</u>、これらの情報を当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に伝達し、<u>2020年目標の達成に向けて適切な規制等を行うことを促す</u>こととする。

なお、化審法のリスク評価において得られた、個々の化学物質の有害性等について、他法令を所掌する省庁の間でも共有し、活用を促すこととする。

\*このような運用は「化学物質総合管理法制」の根幹の一つである。こうした措置には根拠となる法規定が必要である。

出典:食品衛生審議会・化学物質審議会・中央 環境審議会合同会合意見公募資料:「化審法に 基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的 な考え方(案)」2011.9.26

### 6. 政府が未着手の喫緊の課題

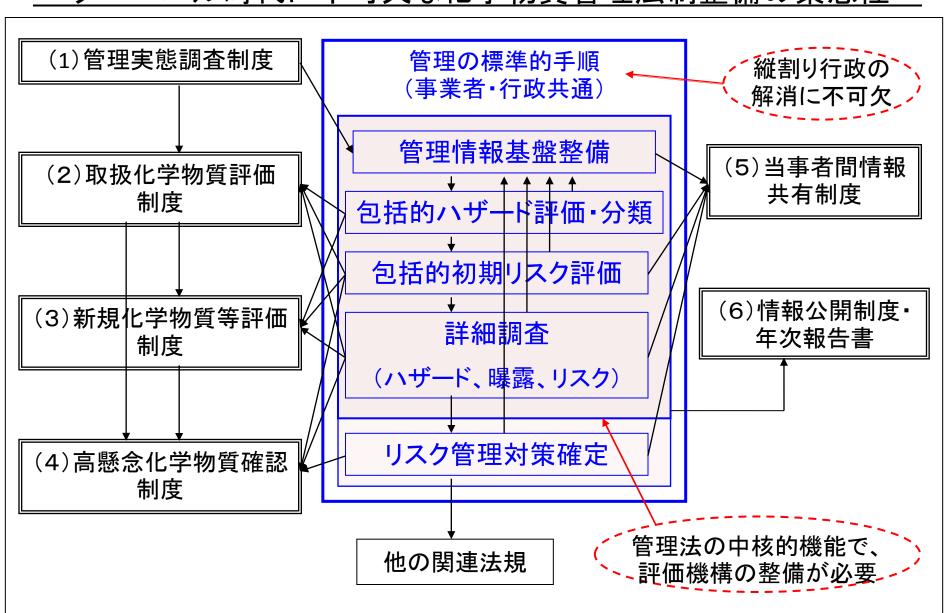
1)総合的、統一的な法制度に係る両議院附帯決議(2009.5)

衆議院9項	化学物質の適正な利用および化学物質によるリスクの低減に関する長期的、計画的な施策を推進するに当たっては、関係省庁間の連携を図りつつ、事業者の負担の軽減および消費者の化学物質に関する理解の促進に資するよう、化学物質に関する総合的、統一的な法制度等のあり方について検討を行う。
参議院8項	化学物質管理が多くの法律に基づきなされている仕組みが、国民の目から分かりにくいとの指摘を踏まえ、 <u>化学物質に関する総合的・統</u> 一的な法制度の在り方について検討を行うこと。
参議院 12項	化学物質によるリスクの低減・削減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進するため、基本理念を定め関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるなど <u>化学物質に関する総合的、統一的な法制度及び行政組織の在り方等について検討</u> を早急に進める。

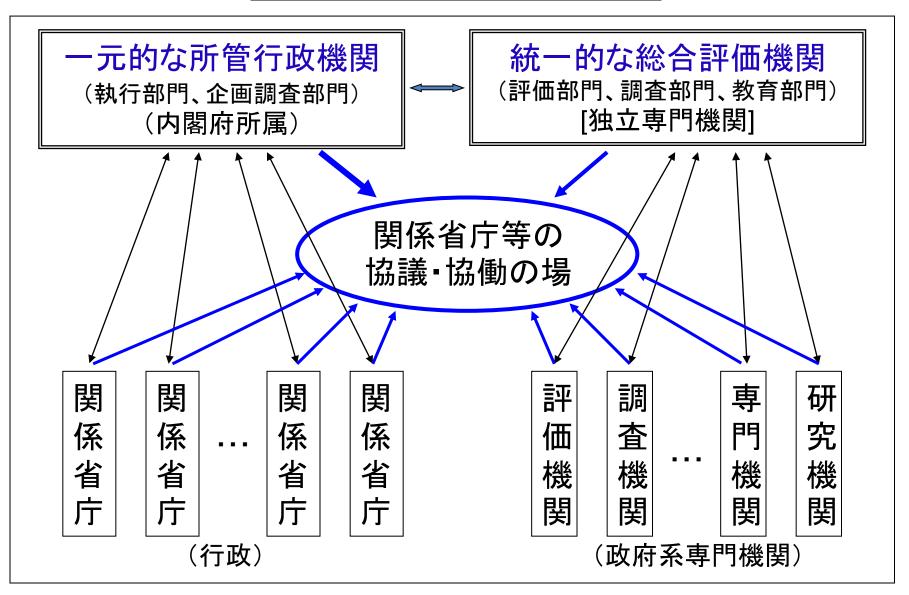
\*国会の附帯決議から3年半近く経っても、政府はこの決議事項に対応する具体的動きを見せていない。むしろ、9月に発表したSAICM国内実施計画には国会の附帯決議に反して法制度のあり方の検討の必要性を認めない記述がある。

### 2)社会に伝えたいこと(3)

ーグローバル時代に不可欠な化学物質管理法制整備の緊急性ー



# 3)化学物質総合管理法制における 関係行政機関の協働体制



#### 4) 化学物質総合管理法制への再編成の構図

(所管省庁•専門機関)

(現行関連法規)

化学物質総合管理庁

(化学物質総合評価機関)

(産業技術総合研究所)

経産省資源エネルギー庁

高圧ガス保安法

火薬類取締法

•(化学物質総合管理法)

総務省消防庁

(産業技術総合研究所)

消防法 危険物規制

取扱実態把握

厚労省医薬食品局

(国立医薬品食品衛生研究所)

化学物質審查規制法

-元的ハザード評価・ GHS分類

経産省製造産業局

**労働安全衛坐法** 有機溶剤中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則、 新規化学物質 既存化学物質

(産業技術総合研究所) (製品評価技術基盤)

家庭田品規制法

安全データシート交付

ラベル表示

厚労省労働基準局

(中央労働災害防止協会)

航空法施行規則、他

化学物質管理促進法

**危険物船舶運送•貯蔵規則** 

包括的初期リスク評価

国交省海事局·航空局

海洋污染防止法

高懸念化学物質 の生産使用確認

→ :法律・制度の統合

環境省総合環境政策局

(国立環境研究所)

オゾン層保護法、大気汚染防止法、 水質汚濁防止法、悪臭防止法、他

→ :機能・人材の糾合

:法律・制度の共有

情 報 共有

ス

## 7. 最近の学会誌投稿報文

- 1. 星川欣孝、増田 優 (2012a): 化学物質総合管理による能力 強化策に関する研究(その15)-化学物質の総合管理に関す る法律要綱試案-、化学生物総合管理 8(2) 125-142, 2012
- 2. 星川欣孝、増田 優 (2012b): 化学物質総合管理による能力 強化策に関する研究(その16)-計画と呼ぶに値しない日本の SAICM国内実施計画の検証-、化学生物総合管理 8(2) 143-163, 2012